

2006.1.13
伊賀・水と緑の会
代表 森本 博

去る 12 月 22 日に提出されました淀川水系流域委員会の「5 ダムの調査検討について」の意見書は 5 年余の審議をふまえた内容として敬意を表します。

2005 年 7 月 1 日、近畿地方整備局は川上ダム建設継続の方針を突如示されました。これに対して淀川水系流域委員会は(委員長声明)、①過去の審議のあり方の否定につながる……、②「2 ダム当面実施しない」、「川上ダムを含む 3 ダムの事業継続」という重大な具体的方針提起に遺憾の意を表明されました。

私たち「伊賀・水と緑の会」は、この「委員長声明」に賛成の立場を明らかにし、河川管理者が川上ダム事業継続するというのなら、十分な資料提出を行い、住民に納得できる委員会審議と説明責任を果たしていただくよう申し入れを行いました。

2005 年 12 月 22 日に提出された「意見書」を拝読した限り、川上ダム建設の事業継続は有り得ないと確信しています。

河川管理者は、淀川水系流域委員会の治水、利水、環境への指摘を謙虚に受け止め、事業継続を凍結し、再々度、調査・検討を進めることを提案します。ダム建設にあたり、第一歩の調査であるべき、地質の調査が不十分だと私たちは幾度も指摘してきました。さらに、大滝ダムの白屋地区の地滑りについても「対岸の火災」にせず、十分な説明責任を果たすよう強く求めてきました。これについても淀川水系流域委員会に詳細な報告と説明がなされていません。河川管理者の責任が問われています。

利水については、ダムの水価 1 トン 411 円は高すぎます。一つの市に於ける水道事業としての貯水施設は費用対効果の面からも正常な公共事業とはいえません。河川管理者は、これについても説明責任があり、水道事業者任せとしてきましたが責任転嫁してはなりません。

国土交通省河川局・近畿地方整備局河川管理者は河川整備計画の方針を策定する前にどうしてもこの 2 点は淀川水系流域委員会と住民に納得できる説明が必要です。

以上の 1、地質問題、2、利水についての検討が更に深められますよう意見とさせていただきます。

以上